

その他の用語	
一般会計 (いっぱんかいけい)	市の行政運営の基本的な経費を計上している会計です。行政活動が広範多岐にわたる場合において、より合理的な方法で経理を行うため、一般会計のほかに特別会計を設けています。
特別会計 (とくべつかいけい)	特定の歳入歳出を一般の歳入歳出と区別して別個に処理するための会計です。国民健康保険事業特別会計や介護保険事業特別会計のように、法律でその設置が義務付けられているものと、条例を制定することによって設置できるものがあります。
企業会計 (きぎょうかいけい)	地方財政上は、地方公営企業法の全部または一部の適用を受ける公営企業の会計のこと。稚内市の場合、水道事業会計と病院事業会計が地方公営企業法の適用となっており、企業会計方式をとっています。
財政調整基金 (ざいせいちょうせいきん)	年度間の財源の不均衡を調整するために積み立てる基金のこと。毎年、決算剰余金についての1/2以上の額をこの基金に積み立てることになっています。
地域経済活性化対策基金 (ちいきかつせいかたいさくきん)	市の地域を活性化させる目的のために積み立てる基金のこと。
自主財源 (じしゅざいげん)	市が自主的に収入できる財源のことで、市税、分担金及び負担金、使用料、手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入などがあります。
依存財源 (いぞんざいげん)	国や道の基準に基づき交付されたり、割り当てられたりする市の収入。地方譲与税、地方交付税、国庫・道支出金、地方債などがあります。
一般財源 (いっぱんざいげん)	用途が特定されず、どのような経費にも使用することができる財源です。市税、地方譲与税、地方交付税、地方特例交付金などがあります。
特定財源 (とくていざいげん)	用途が特定されている財源です。国庫支出金、道支出金、市債などがあります。
一時借入金 (いちじかりいれきん)	年度内における一時的な現金の不足を補てんするものなので、歳入には含まれません。
基準財政需要額 (きじゅんざいせいじゅようがく)	地方交付税の算定基礎となるもので、地方公共団体が標準的に行政運営を行う、または施設を維持するための経費を一定の方法によって合理的に算定した額です。基準財政需要額が基準財政収入額を超える地方公共団体に対して、その差額(財源不足額)を基本として、普通交付税が交付されます。
基準財政収入額 (きじゅんざいせいしゅうにゅうがく)	地方公共団体の財政力を測定するために、標準的な税収入を、一定の方法によって算定した額です。基準財政需要額が基準財政収入額を超える地方公共団体に対して、その差額(財源不足額)を基本として、普通交付税が交付されます。